

大阪市水道事業管理規程第10号

大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程（平成17年大阪市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
<p>(特定任期付企業職員の給料月額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 特定任期付企業職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難い場合は、前2項の<b>規定</b>にかかわらず、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額を超える額とすることができる。</p> <p>(期末手当等)</p> <p>第5条 特定任期付企業職員に対する給与規程第28条第2項第1号及び第4項の規定の適用については、同号中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同項中「定める額」とあるのは「定める額（大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程（平成17年大阪市水道事業管理規程第7号）第2条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡</p>	<p>(特定任期付企業職員の給料月額)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 特定任期付企業職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難い場合は、前2項の<b>規程</b>にかかわらず、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額を超える額とすることができる。</p> <p>(期末手当等)</p> <p>第5条 特定任期付企業職員に対する給与規程第28条第2項第1号及び第4項の規定の適用については、同号中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同項中「定める額」とあるのは「定める額（大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程（平成17年大阪市水道事業管理規程第7号）第2条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を</p>

を考慮して別に管理規程で定める額) 」  
とする。

[2 略]

(任期付企業職員等の初任給等)

第7条 任期付企業職員等に対する給与規程第21条第4項の規定の適用については、「又は地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号若しくは第18条第1項」とあるのは「、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号若しくは第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第3条若しくは第4条」とする。

考慮して別に管理規程で定める額) 」と  
する。

[2 同左]

(任期付企業職員等の初任給等)

第7条 任期付企業職員等（条例第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された大阪市水道局企業職員をいう。以下同じ。）に対する大阪市水道局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程（平成17年大阪市水道事業管理規程第15号）第4条の適用については、同条第1項第1号中「又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項」とあるのは「、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第3条若しくは第4条」とする。

2 任期付企業職員等に対する給与規程第21条第4項の規定の適用については、「又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項」とあるのは「、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例

第18号) 第3条若しくは第4条」とする。

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。